

最近法規情報

2023年9月に公布された主な法規

北京市大地律師事務所

■『中華人民共和國民事訴訟法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

全国人民代表大会常務委員会 2023年9月1日公布 2024年1月1日施行

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202309/t20230901_431419.html

外国関連の民事・商事訴訟事件の増加に対応し、国際的な管轄権紛争を解決するため、最高人民法院は全国人民代表大会常務委員会と協力し、外国民事・商事関連訴訟に関する規定と一部の非外国関連の訴訟に関する規定を改正し、16の新規条文、13の改正条文を含む当該『決定』を公布した。例えば、外国関連専属管轄権に関する条項の追加や、外国の送達に関する規則の改正があり、人民法院は中国国内に設立された独資企業、代表機構、分支機構、及び送達を受理する権利を有する業務代行者に送達できるとした。（『決定』第11条、第16条）

当該『決定』には外国民事・商事関連訴訟規則に対する改正が多く含まれており、外資系企業における外国民事・商事関連訴訟案件の処理に重大な影響を及ぼす。各日系企業は随時正確に外国民事・商事関連訴訟規則を把握し、コンプライアンス運用を行い、自らの合法的権益を維持・保護する必要がある。

■『中華人民共和國行政再議法』

全国人民代表大会常務委員会 2023年9月1日公布 2024年1月1日施行

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202309/t20230901_431409.html

一部の行政争議が行政再議範囲に入らないことや、行政再議事件の管轄体制が分散し、審理基準が統一でないことなどの問題を解決するため、全国人民代表大会常務委員会は行政再議法に多くの改正を加えた。行政再議管轄の体制、事件の受理範囲、審理手続などの面で大幅な改正が行なわれ、例えば、地方政府部門の再議職責が取り消され、原則として地方人民政府に管轄を集中させ、外貨、税関、税務などを直轄指導する機関は一級上の主管部門に行政再議を申請することができるとした。また、行政再議の拡大した受け入れ範囲が列挙された。（第4条、第11条）

今回の改正には多くの内容が盛り込まれており、行政再議は企業やその他の行政関係者にとって、自らの権利・利益を守るための重要な救済手段であることから、各日系企業は、関連する変化や動きを常に把握し、これらを合理的に運用することが重要といえる。

■『經營者集中に関する独占禁止コンプライアンスガイドライン』

国家市場監督管理総局 2023年9月11日公布

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/fldj/art/2023/art_b463be894b4d40d487d8d099a4df60f5.html

企業が經營者集中独占禁止コンプライアンスの主体责任を果たし、經營者集中独占禁止コンプライアンスの意識と管理レベルを高めるため、市場監督管理総局は実務状況に合わせ、全6章、35条から成る本ガイドラインを制定し、印刷・発布した。このガイドラインは、經營者集中の規則、及び企業が直面する可能性のある經營者集中独占禁止コンプライアンスのリスク、コンプライアンス管理、及びコンプライアンス保障など、多方面で実用的な指針を与えており、実例ケースと結び付け、分析と解説を進めている。

本ガイドラインの発布は、国家市場監督管理総局による経営者集中の審査執行がより厳格化されることを示していることから、各日系企業はコンプライアンス遵守面の確認対応において一層の留意が求められる。本ガイドラインは強制力を有してはいないとはいえ、本ガイドラインの内容や留意点は、日本企業にとって参考価値が比較的高いものであり、各日系企業が自社の状況に照らして参考することができる。

■『社会保険取扱条例』

国務院 2023年9月1日公布 2023年12月1日施行

https://www.gov.cn/zhengce/content/202309/content_6901383.htm

国務院により、社会保険の納付、受領待遇及び社会保険取扱におけるサービス管理と監督体制の規範に特化した本条例が制定された。この条例は企業の労働雇用管理における従業員の社会保険管理において新たな要求を提出している。例えば、市場監督管理部門、公安、民政、衛生健康、司法行政などの部門が、社会保険取扱機構と共に企業及び従業員の個人情報と共有することや、社会保険の代納に伴う企業の法的責任を強調しており、代納は企業と従業員が社会保険規定違反を問われ、信用失墜リストに挙げられる行為であることを明示している。（第8条、9条、45条、55条など）この条例では、企業の労働雇用管理過程における社会保険コンプライアンスに関連した新たな要求を提示しているため、各日系企業はその関連内容を随時理解した上で、企業社会保険の納付や待遇の申告などに関わるコンプライアンス調整を行う必要がある。

■『民営経済の発展を促進するための市場監督部門のいくつかの措置』

国家市場監督管理総局 2023年9月22日公布

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/xyjgs/art/2023/art_0b6a0534f92d458cbf6e5d60c3cbfda6.html

党中央・国務院の民営経済発展の促進に関する政策決定を貫徹し、民営経済の発展を促進するため、国家市場監督管理総局はその独自の管理機能に基づき、5方向から民営経済発展を促進する22項目の措置を制定した。例として、改訂・発表された新バージョンの市場参入ネガティブリストでは企業信用リスクの分類管理が強化されており、信用面でローリスクであるA類企業は、抜き打ち検査の割合と頻度を合理的に下げるとした。（第1条、第6条）

これらの措置は民営経済のコンプライアンス発展の促進に一定の前向きな役割を果たしているとはいえ、原則性が強いことにより各地方政府によって具体的な実施面で差異が生じる可能性があるため、各日系企業は事前に現地の政府当局とコミュニケーションを取り、当該措置について正しく理解するべきである。

■『汚染防止管理を行う第三者企業の所得税政策問題に関する公告』

財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、生態環境部 2023年9月5日公布 2024年1月1日施行

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202309/t20230904_3905383.htm

汚染を防止および管理する企業の専門的かつ大規模な発展を促進するため、財政部と国家税務総局などが、汚染防止および管理に従事する第三者企業の所得税の支払いに関する本公告を策定した。この公告では第三者汚染防止管理企業の条件や、所得税の納税率（15%）、税制上の優遇申告方法、および監督監理について詳細に規定された。例えば、企業は発表された条件に応じて税制上の優遇措

置を享受できるかどうかを判断し自ら申告することになるが、検査の参考のため、企業の人員資格、事業収入、実験機器、その他の資料を保持する必要がある。(第3条)

この政策の導入は、国家が第三者汚染防止管理企業の専門的な開発を積極的に促進することを意味しており、各日系企業は関連する中国政府の動向に注意を払いつつ、中国における当該業務分野への投資・発展を進めることができる。

■『国境を越えたデータの移動を規範化・促進する規定（意見募集稿）』に関するパブリックコメント募集の通知

国家インターネット情報弁公室 2023年9月28日公布

http://www.cac.gov.cn/2023-09/28/c_1697558914242877.htm

データの国境を越えた移動に関するコンプライアンスを規範化・促進するため、国家インターネット情報弁公室は当該規定を策定し、2023年10月15日までパブリックコメントを募集した。当該規定には、国を跨ぐ企業や中国の外資系企業及び機関が懸念するデータ越境移転のさまざまなシナリオにおけるデータ安全評価、標準契約の署名、個人情報保護認証などの義務免除に関する詳細な規定が提供されている。例として、国際貿易、学術協力、国を跨いでの製造・マーケティングなどの活動において国外に越境移転したデータに個人情報や重要データが含まれていない場合、前述の安全評価や標準契約、または保護認証の手順が実行されない場合があるとしている。(第1条)

この規定はパブリックコメントを求める段階にあり、今のところ法的効力はないが、規定の審議・採用後は、企業のデータ越境移転におけるコンプライアンスコストを大幅に削減し、国を跨ぐ企業・機関の商業および貿易活動の効率的かつ利便的運用を促進するのに役立つでしょう。